

**札幌市南区保育・子育て支援センター
(小規模保育事業) 指定管理者募集要項**

目次

1	施設の概要	1
2	申込資格	1
3	申込書類	2
4	選定基準	4
5	管理の基準（南区センターの適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項）	6
6	業務内容	8
7	利用料金に関する事項	8
8	管理運営に要する経費	9
9	指定期間	12
10	申込方法・スケジュール等	12
11	指定管理者候補者の選定及び指定	13
12	協定の締結	14
13	参考資料	15
14	その他	15

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）に基づき、公の施設である札幌市南区保育・子育て支援センターにおける小規模保育事業（以下「南区センター」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

記

1 施設の概要

施設 の 名 称	札幌市南区保育・子育て支援センター（小規模保育事業A型）
施設 の 所 在 地	札幌南区真駒内幸町 2 丁目
施設 の 設 置 目 的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項及び札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）第 138 条の 23 第 8 号に規定する小規模保育事業A型として、保護者の労働、疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする場合、当該児童を保育することを目的とする。
建 物 の 構 造 等	<p>建 築 年 度：昭和 46 年度</p> <p>構 造・規 模：鉄筋コンクリート造 地上 3 階建（うち、1 階の一部）</p> <p>敷 地 面 積：13,689.38 m²</p> <p>延 床 面 積：6,368.95 m²（うち、405.77 m²）</p> <p>主 要 施 設：事務室（保育、12.75 m²）、保育室（39.40 m²、29.75 m²）、調理室（14.35 m²）、沐浴室（11.25 m²）、便所、子育て支援室、相談室、授乳コーナー、洗濯室、事務室（子育て支援）、休憩室、物品庫</p> <p>併 設 施 設：子どもの体験活動の場（1 階）、札幌市立大学（1、2 階）、民間事業者への貸付（2 階）、教育支援センター（3 階）</p> <p>施設平面図等：別添のとおり（資料 1）</p>
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度に耐震改修工事を施工。 ・選定後、真駒内駅前地区の改修・修繕計画が変更となった場合は、別途協議を行う。 ・南区センターに求められている屋外遊戯場は、旧真駒内緑小学校のグラウンド（6,789 m²の一部）で代替する。

2 申込資格

(1) 次のア又はイに該当する法人であること。

ア 小規模保育事業を行うにあたり必要な資産を備えていると認められる社会福祉法人又は学校法人

イ 社会福祉法人及び学校法人以外の者で、別表の基準に適合する者

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者
 - エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
 - カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合を除く。）
 - キ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - ク 札幌市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続きを妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ケ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）
 - サ 南区センター指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体
 - シ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に該当する団体
- (3) 札幌市内に団体の事務所があること。
- (4) 現に札幌市において認可保育所、認定こども園（幼保連携型若しくは保育所型）又は地域型保育事業所を運営し、札幌市の保育行政に理解があること。また、過去 1 年間の定期指導監査において文書による重大な指摘を受けていないこと、又は文書による重大な指摘を受けた事項について既に改善されていること。
- (5) 連携施設を確保できること。なお、連携施設のうち卒園後の受け皿については、利用者が継続的な保育の提供を受けられるよう十分配慮すること（例：南区センターから近距離にある施設等）。
- (6) 利用者が安心して保育を継続的に受けられるよう、指定管理期間開始後に遺漏なく業務に携わるための十分な業務の引継ぎを行うことができること。

3 申込書類

書類のサイズはすべて A 4 に統一し、インデックス（種別を問わない。）により提出書類を分類すること。また、各書類を手書きで作成しないこと。

- (1) 申込書（様式 1）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格	書類の内容
------	-------

2 (1)		法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）	
2 (2) アからク、サ及びシ		2 (2) アからク、サ及びシに該当しない旨の申立書（様式2）	
2 (2) ケ	札幌市税	納税義務がある場合	納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納付義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	申立書（様式2）
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納付義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	申立書（様式2）
2 (2) コ		暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式3）	
2 (3)		申立書（様式2）	
2 (4)		申立書（様式2）	
2 (5)		連携協定書の写し（任意様式）、連携内容を記載した業務計画書（様式4）	
2 (6)		引継ぎ方法を記載した業務計画書（様式4）	

(3) 業務計画書（様式4）

以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成にあたっては、仕様書に掲げる要求水準に留意すること。

ア 総括的事項に関する取り組み

管理運営業務の運営方針、事業目標、平等利用の確保に向けた取組、地球温暖化対策及び環境配慮の推進、札幌市内の企業等の活用について

イ 管理運営業務の内容

管理運営組織、管理水準の維持向上、第三者に対する委託、財務、利用者の声やセルフモニタリング等への対応について

ウ 施設・設備等の維持管理

維持管理業務計画、防災業務計画について

エ 事業の実施内容

保育の実施、食育計画やアレルギー対応、事故対応、連携施設との連携内容、個人情報の保護及び管理体制、業務の引継ぎ方法について

(4) 福祉施策に関する取組（障害者法定雇用率の達成状況、福祉施策への取組等）（様式5）

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組（様式6）

(6) 収支計画書（様式7、様式8）

(7) 団体の経営状況を説明する書類等

ア 前3事業年度（令和2年度～令和4年度）の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分のみ）

イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ 令和5年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（令和6年度に新たに南区センターの管理業務以外の事業を開始する場合は、令和6年度の収支予算書も提出すること。）

エ 預金残高証明書（原本で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）

(8) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 定款又はこれらに相当する書類（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）

イ 令和4年度の事業報告書又はこれらに相当する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類

(9) 令和6年度の南区センター以外の事業に関する業務計画書（該当する場合のみ。任意様式）

(10) 提出部数、書式等

提出部数 10部（正本1部、写し9部）

※紙質は問わないが、提出書類はA4縦の簡易製本とすること。両面印刷とすることも可能であるが、異なる様式同士を両面印刷としないこと。

様式1～8については、製本したものに加えて、電子データ（Word又はExcel形式）を電子メールにて提出すること。

4 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準（配点）による採点に基づく総合点数方式により行います。

(1) 利用者の平等な利用が確保されているか（10点）

ア 公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした方針となっているか

イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか

(2) 業務計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮されるものであるか（90点）

ア 施設の設定目的に合致した運営方針となっているか

イ 各業務計画は十分な具体性及び実行可能性があるか

ウ 業務計画の全体が、施設の設定目的の達成、課題の解決に対し有効に寄与するか

エ 豊富で良好な類似業務の実績があるか

オ 利用者のサービス向上に資する事業展開が期待できるか

カ 各業務を適正かつ効果的に行い得る運営体制が確保されているか

キ 管理水準の維持向上が図られる取組内容であるか

ク 第三者に対する委託の方法は適切か

- ケ 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か
- コ 施設の維持管理業務計画は適切か
- サ 非常事態に対応し得る防災業務計画となっているか
- シ 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に準じた、質が高くかつより安定的なサービスの提供を行う計画となっているか
- ス 子どもの発達状況に配慮した保育の計画を策定しているか
- セ 食育計画やアレルギー対応は適切であるか
- ソ 保育中に発生した事故への対応は適切か
- タ 連携施設との連携内容は保育の質の向上が図られるものとなっているか
- チ 個人情報の保護及び管理体制は適切か
- ツ 業務の引継ぎ方法は利用者への配慮がなされたものとなっているか

(3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか（70 点）

- ア 団体の組織及び財務状況が健全であるか
- イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか
- ウ 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか
- エ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か
- オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か
- カ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か
- キ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

なお、当該項目は 15 点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行う。

支払賃金に関わる配点に関しては、様式 8 で記載した配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する（小数点以下第二位を四捨五入とする）。

$$\text{各配点} = 15 \text{ 点} \times (\text{各配置人数} / \text{合計配置人数}) \times$$

$$((\text{各計画時給額} - \text{北海道最低賃金}) / (\text{基準時給額} - \text{北海道最低賃金}))$$

記載項目分全てについて、各々計算し合計する。

なお、(計画時給額 - 北海道最低賃金) / (基準時給額 - 北海道最低賃金) が 1 を超える場合は、当該部分を 1 として計算すること。

例) (配点が 15 点の場合)

	職種	雇用形態	配置人数 (人)	計画時給 (円)
A	一般事務員	正規職員	1	1,500
B	一般事務員	正規職員	1	1,200
C	受付事務員	パート	3	930
D	保育士	パート	2	925
E	清掃作業員	契約社員	3	920
合計	—	—	10	—

本市で定める基準時給額	北海道最低賃金
1,011 円	920 円

- A : 採点結果 = 15 点 × (1 人 / 10 人) × ((1,500 - 920) 円 / (1,011 - 920) 円) = 1.5 点
 B : 採点結果 = 15 点 × (1 人 / 10 人) × ((1,000 - 920) 円 / (1,011 - 920) 円) = 1.5 点
 C : 採点結果 = 15 点 × (3 人 / 10 人) × ((930 - 920) 円 / (1,011 - 920) 円) = 0.5 点
 D : 採点結果 = 15 点 × (2 人 / 10 人) × ((925 - 920) 円 / (1,011 - 920) 円) = 0.2 点
 E : 採点結果 = 15 点 × (3 人 / 10 人) × ((920 - 920) 円 / (1,011 - 920) 円) = 0.0 点
 合計点数 3.7 点

(4) 収支計画書の内容が、施設の管理運営費用の縮減が図られるものであるか (20 点)

- ア 管理業務の計画実行のために必要な経費がすべて計上されているか
- イ 施設管理経費の削減に取り組む計画となっているか
- ウ 支出計画に無駄はないか
- エ 収支見込における人件費の積算内容は適切か

(5) その他 (10 点)

- ア 環境への配慮がなされている提案となっているか
- イ 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか
- ウ 職員の雇用、第三者への委託及び物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか
- エ 札幌市内に本店や主たる事務所があるか
- オ 市民との協働、地域や旧真駒内緑小学校に入居する他の事業者との連携が図られる提案となっているか

5 管理の基準 (適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項)

(1) 開館時間及び休館日

開館時間	午前 7 時から午後 7 時まで
休館日	日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

※指定管理者の都合によらず子どものすべてが利用しないことが明確である日については開所しないことができるものとする。また、子どものすべてが降園した場合は、開所時間を繰り上げて閉所することができるものとする。

(2) 利用定員

満 1 歳に満たない小学校就学前子ども	6 人
満 1 歳以上の小学校就学前子ども	13 人

※満 1 歳以上の小学校就学前子どもの内訳は、1 歳児 6 人、2 歳児 7 人を標準とする。

(3) 利用の承認について

利用の承認は、札幌市区保育・子育て支援センター条例 (平成 26 条例第 53 号。以下「条例」といいます。) 第 6 条に定めるところにより行うこととする。

(4) 利用の制限について

ア 条例第9条各号に該当する場合は、利用承認をしないものとする。

イ 条例第10条各号に該当する場合は、利用承認の条件を変更し、南区センターの利用の停止を命じ、又は利用の承認を取り消すことができる。

ウ 条例第9条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、南区センターに入館しようとする者の入館を禁じ、又は入館している者に南区センターの利用の停止若しくは南区センターからの退館を命じることができる。

(5) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章の規定のほか、施設の管理を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関しては同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により札幌市と同様の安全管理措置義務を負う。

また、同法第33条第1項の規定による開示の請求、第34条第1項の規定による訂正の請求及び第35条第1項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより適正に対応すること。

(6) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられる。

(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は、札幌市オンブズマン条例（平成12年条例第53号）第20条の規定により、オンブズマンが苦情等の調査のため必要があると認めたとときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めること。

(8) 暴排条例の適用について

指定管理者は暴排条例第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。具体的な取組みについては、以下のとおり。

ア 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）や暴力団関係事業者などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」（平成25年3月19日市民まちづくり局長決裁）に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

イ 協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととする。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従うこと。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

以下「障害者差別解消法」という)における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されているが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行うこと。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」(対応方針)及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」(接遇要領)を参照すること。

(10) その他

ア 法令、条例、規則等の規定を遵守すること。

イ 地球温暖化対策及び環境に配慮した取組の推進に努めること。

ウ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務等、本市が認める業務についてはこの限りではない。

なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、札幌市の承認を得ること。

エ 第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めること。

オ 職員の雇用、第三者への委託及び物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組みに努めること。

カ 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第6条に準拠するよう努めること。

6 業務内容

指定管理者の行う主な業務は以下のとおり。業務の詳細は、仕様書のとおりとする。

- (1) 統括管理業務
- (2) 保育の実施に関する業務
- (3) 施設・設備等の維持管理に関する業務
- (4) 施設の利用等に関する業務
- (5) 管理運営業務に付随する業務

7 利用料に関する事項

(1) 利用料金制度

南区センターは、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用者が支払う使用料を自らの収入とすることができる。

ア 使用料の考え方

南区センターを利用した場合の使用料は、条例第7条第2項各号のとおり。

イ 利用者から徴収する使用料(利用者負担額)

南区センターを利用した場合は、政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を徴収する。

また、時間外保育を実施した場合は、利用者から別に定める基準による額を徴収することができるほか、その他保育の実施に伴い必要な実費を徴収することができる。

ウ 管理運営費の考え方

南区センターに係る使用料はアのとおりであり、アからイを除いた額が管理運営費（地域型保育給付費）として支給される。地域型保育給付費は、本来教育・保育給付認定保護者に対して支払われるものであるが、法定代理受領（当該教育・保育給付認定保護者に代わり、地域型保育事業者を支払うこと）が認められている。使用料の額は、内閣府が示す「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）となる。

①地域型保育給付費	②利用者負担額 (政令で定める額を限度として市町村が定める額)
公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額） = ③使用料	

- ① 市町村から事業者へ給付
- ② 利用者が事業者へ支払
- ③ 小規模保育事業の使用料

(2) 減免・還付

指定管理者は、条例第7条第4項の規定により使用料を減額若しくは免除し、又は第8条の規定により還付することができる。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の施設利用に係る使用料を事前に収受する場合は、その使用料に相当する金額を協定に定めるところにより新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととする。

8 管理運営に要する経費

(1) 管理運営費の支払いについて

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、原則として、利用料金をもって充てるものとする。なお、南区センターの管理業務に係る経費は、独立した口座で管理すること。

(2) 修繕・改修等

ア 管理施設の修繕等については、原則として指定管理者の費用と責任において実施するものとするが、大規模な改修等については、札幌市と指定管理者で協議することとする。なお、札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなる。

イ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属するものとする。

(3) 備品

ア 札幌市が備え付ける備品は、仕様書（別表2）で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与する。経年劣化及び指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の更新に係る費用は、指定管理者が負担するものとする。

札幌市が備え付ける備品を更新又は廃棄しようとする場合は、事前に札幌市へ協議すること。なお、当該備品の廃棄に係る費用は札幌市が負担するものとする。

イ 仕様書（別表2）に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達すること。

ウ ア又はイにより指定管理者が費用を負担して調達した備品は、指定管理者に帰属する。

(4) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とする。

イ 指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とする。

なお、指定管理者には、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険等への加入が必要となる。

(5) 旧真駒内緑小学校跡地利用施設の利用について

旧真駒内緑小学校跡地利用施設（以下「まこまる」という。）の利用に係る賃料は発生しないが、共有部分の改修や保全業務（定期的な設備点検等）に要する費用を負担する必要がある、費用については、まこまるに入居する他事業者と按分することとなる。当該費用は、管理運営費及び使用料等を充てるものとする。

(6) リスク分担について

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとします。

種 類	内 容	負担者	
		札幌市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の修繕等に伴う修繕費用の増加及びそれに伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	札幌市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じ

た場合は、札幌市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(7) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合がある。詳細な取り扱いについては、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については中央市税事務所諸税担当に、償却資産に係る固定資産税については中央市税事務所固定資産税課に確認すること。

なお、国税については税務署に、道税については道税事務所に確認すること。

(8) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによる。

9 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

10 申込方法・スケジュール等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和5年8月4日（金）から令和5年10月3日（火）まで（担当課での交付を希望する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布時間

9時00分から17時00分まで（担当課での交付を希望する場合）

※募集要項は、札幌市ホームページに掲載している。

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/tiahuru-minami-siteikann.html>

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和5年8月4日（金）から令和5年9月12日（火）まで

質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送又は電子メールにより、担当課まで送付すること。

イ 回答

令和5年9月20日（水）までに札幌市ホームページ（アドレスは(1)参照）に掲載する。

また、当該内容は、令和5年10月3日（火）まで担当課において閲覧することができる。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとする。

(3) 説明会の実施

南区センターにて施設内の見学を行った後、管理運営業務に関する説明会を行う。指定管理者の申込を希望する者は可能な限り出席すること。

ア 日時

令和5年8月23日（水） 午前10時

イ 申込方法

説明会への参加を希望する場合は、令和5年8月21日（月）までに、①団体名、②連絡先、出席者氏名を添えて電子メールにより申し込むこと。なお、出席者は一の団体につき最大2名までとすること。

来場にあたっては、公共交通機関等を利用すること（まこまるの駐車場は利用不可）。

(4) 申込み

ア 申込期間

令和5年9月4日（月）から令和5年10月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 申込時間

9時00分から17時00分まで

申込書類は、必ず担当課へ持参すること。

ウ 提出部数：10部（正本1部、写し9部）

(5) 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

ア 配布場所及び提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課 担当：谷・鐵川

イ 連絡先

(ア) 電話番号

011-211-2986

(イ) メールアドレス

hoiku@city.sapporo.jp

(6) その他

ア 軽微な修正を除き、申込書類の修正はできない。また、理由の如何にかかわらず、申込書類は返却できない。申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、内容に疑義がある場合の調査及び確認に協力すること。

ウ 申込者が本件の応募に関し、札幌市南区保育・子育て支援センター指定管理者選定委員会の委員その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁ずる。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があり得る。

エ 札幌市が指定管理者の選定にあたり必要な追加書類の提出を求める場合は協力すること。

オ 申込書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が指定管理者の選定の公表等に必要の場合、札幌市が申込書類の著作権を無償で使用できることとする。

カ 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

キ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とする。

ク 現在管理を行っている団体の管理運営に関する情報については、行政情報課（札幌市役所2階）の市政刊行物コーナー及び札幌市ホームページで閲覧することができる。

11 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

札幌市が設置する札幌市南区保育・子育て支援センター指定管理者選定委員会において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定する。選定に当たり、令和5年10月下旬までに選定委員会による面接等を予定している。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあり得る。

(2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和5年11月上旬までに申込者全員に文書で通知するとともに、札

幌市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表する。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができない。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和5年11月下旬頃に招集予定の令和5年第4回札幌市議会定例会の議決を経て行う。市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないことになる。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取消すことがある。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとする。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が札幌市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。この場合、札幌市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

12 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、札幌市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、札幌市との間で協定を締結する。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 札幌市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 指定管理者が管理物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- ク 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ケ 情報公開に関する事項
- コ 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
- サ 行政手続条例の適用に関する事項
- シ 札幌市オンブズマンから調査の協力依頼があった場合の協力義務
- ス 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- セ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- ソ 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
- タ 指定管理者が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- チ リスク分担に関する事項
- ツ 管理業務を行うにあたって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- テ 管理業務を行うにあたって購入する備品の所有権の帰属等に関する事項
- ト 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項

- ナ 協定の改定に関する事項
- ニ 南区センターの管理運営にあたり札幌市と指定管理者、その他により協議を行う運営協議会の設置に関する事項
- ヌ 裁判管轄に関する事項
- ネ その他札幌市が必要と認める事項

13 参考資料

- (1) 施設平面図等（資料1）
- (2) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）（資料2）
- (3) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（資料3）
- (4) 指定管理者制度に関する運用ガイドライン（資料4）
- (5) 札幌市区保育・子育て支援センター条例（平成26年条例第53号）（資料5）
- (6) 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号、抜粋）（資料6）
- (7) 札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）（資料7）
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（資料8）
- (9) 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）（資料9）
- (10) 札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）（資料10）
- (11) 札幌市オンブズマン条例（平成12年条例第53号）（資料11）
- (12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（資料12）
- (13) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル（資料13）
- (14) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル（資料14）
- (15) 札幌市南区保育・子育て支援センター指定管理者選定委員会委員名簿（資料15）
- (16) 真駒内駅前地区まちづくり指針（平成25年5月策定、概要版）（資料16）
- (17) 地域型保育事業における連携施設に関するガイドライン（平成26年10月札幌市子ども未来局策定）（資料17）

14 その他

- (1) 指定管理期間中、真駒内駅前地区のまちづくり計画による地域再編等により、施設の休館、移転又はこれに伴う指定管理者の指定の取消しを要する場合がある。改修・修繕・移転計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途札幌市より協議を申し入れがある場合は、協力すること。
- (2) 応募の申込以降、指定期間終了（令和11年3月31日）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前に問い合わせること。

社会福祉法人及び学校法人以外の者に係る設置主体適合に関する審査の基準

審査項目	審査基準	要件等
1 設置主体の区分等 小規模保育事業を運営する主体として適正があること。	適 : 右に該当する 不適 : 右に該当しない	現に札幌市において認可保育所、認定こども園（幼保連携型若しくは保育所型）又は地域型保育事業所を運営しており、その期間が3年以上連続している。
2 経済的基礎の有無 小規模保育事業を運営するために必要な経済的基礎があること。	適 : 右のすべてに該当する 不適 : 右にいずれかに該当しない	ア 直近の会計年度において、事業者が経営する全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない。 イ 債務超過の状態にない。 ウ 小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、安定性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により有する。
3 経営担当役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の能力	適 : 右のすべてに該当する 不適 : 右のいずれかに該当しない	ア 経営担当役員が社会的信望を有する。 イ 経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む。
4 統括責任者の能力	適 : 右に該当する 不適 : 右に該当しない	統括責任者は、保育士資格を有し、かつ保育所等において2年以上勤務した経験を有する者又は公的機関等の実施する所長研修等を受講した者である。

※ 審査基準の適用方法は、上記の各項目を「適」・「不適」の2段階で評価し、1項目でも「不適」があった場合は不可とする。